別表十七（二の二）　記載要領

1　この表は、法人が租税特別措置法第66条の５の２（第３項を除く。）又は第66条の５の３（対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「所得金額仮計（別表四「22の①」）　(4)」の欄は、法第23条（受取配当等の益金不算入）及び第142条の４第１項（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）並びに租税特別措置法第66条の５第１項（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）の規定を適用しないで計算した場合の別表四「22の①」の金額を記載すること。

3　「物損等の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入額　(5)」の欄は、法第33条第２項（資産の評価損の損金不算入等）の規定（令第68条第１項各号（資産の評価損の計上ができる事実）に掲げる資産につき当該各号に定める事実が生じたものに適用される場合に限る。）の適用を受ける場合において、法第33条第２項の規定により損金の額に算入する金額を記載すること。

4　「(7)」から「(9)」までの各欄は、法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額を記載すること。

5　「受取配当等の益金不算入額　(11)」の欄は、法第142条の４第１項並びに租税特別措置法第66条の５第１項、第66条の５の２第１項並びに第66条の５の３第１項及び第２項の規定を適用しないで計算した場合の別表八(一)「13」又は「26」の金額を記載すること。

6　「特定子法人の課税対象金額等　(13)」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

(1)　外国関係会社（租税特別措置法第66条の６第２項第１号（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係会社をいう。(1)において同じ。）である特定子法人（租税特別措置法施行令第39条の13の２第32項第２号（対象純支払利子等に係る課税の特例）に規定する特定子法人をいう。(2)において同じ。）の特定子法人事業年度（同条第35項に規定する特定子法人事業年度をいう。以下この号において同じ。）の期間（同条第32項第２号に規定する期間をいう。(2)において同じ。）内に、法人が当該外国関係会社に対して支払つた対象支払利子等の額（同法第66条の５の２第２項第１号に規定する対象支払利子等の額をいう。(2)において同じ。）がある場合　当該法人の当該事業年度に係る当該外国関係会社の当該特定子法人事業年度に係る租税特別措置法第66条の６第１項に規定する課税対象金額、同条第６項に規定する部分課税対象金額又は同条第８項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を記載すること。

(2)　外国関係法人（租税特別措置法第66条の９の２第１項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係法人をいう。(2)において同じ。）である特定子法人の特定子法人事業年度の期間内に、法人が当該外国関係法人に対して支払つた対象支払利子等の額がある場合　当該法人の当該事業年度に係る当該外国関係法人の当該特定子法人事業年度に係る租税特別措置法第66条の９の２第１項に規定する課税対象金額、同条第６項に規定する部分課税対象金額又は同条第８項に規定する金融関係法人部分課税対象金額を記載すること。

7　「匿名組合契約等により匿名組合員に負担させるべき損失の額　(15)」の欄は、法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入される金額を記載すること。

8　法人が適格合併に該当しない合併により当該法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に対して移転した法第61条の13第１項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する譲渡損益調整資産に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額について、同項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合には、「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額　(18)」の欄は、当該損金の額又は益金の額に算入される金額を減算し、又は加算した金額を記載すること。

9　「損金不算入額（(23)－(26)）又は(24)　(27)」の欄は、租税特別措置法第66条の５の２第６項の規定の適用を受ける場合には、「(23)－(26)）又は」を消すこと。

10　外国法人が租税特別措置法第66条の５の２の規定の適用を受ける場合の記載は、次によること。

(1)　「(22)」から「(27)」までの各欄は、記載しないこと。

(2)　「損金不算入額（29)又は(30)　(32)」の欄は、租税特別措置法第66条の５の２第９項の規定の適用を受ける場合には、「(29)又は」を消すこと。